

第2期小金井市保健福祉総合計画 (骨子案)

目次

1	計画策定の背景と目的	1
1	1 計画策定の背景	1
2	2 計画策定の目的	2
2-1	2-1 計画策定の目的	2
2-2	2-2 保健福祉総合計画と地域福祉計画の一体化	3
2-3	2-3 計画の位置づけ	4
2-4	2-4 計画策定の法的根拠	5
2-5	2-5 計画策定体制	6
3	3 計画の期間	7
2	2 市の現状と課題	8
1	1 アンケート調査の結果(抜粋)	14
2	2 現計画の評価	24
3	3 計画の理念と目標	27
4	4 施策の展開	28
5	5 計画の推進	28
6	6 資料編	28

1 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

本市は、第4次基本構想・基本計画に掲げる施策の大綱「誰もが安心して暮せる思いやりのあるまち」の実現を目指し、福祉における制度の枠組みを超え、すべての市民の福祉と健康づくりに資する計画として、平成24年3月に小金井市保健福祉総合計画を策定しました。

小金井市保健福祉総合計画は「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「障害者計画・第2期障害福祉計画」、「第4期介護保険・高齢者保健福祉総合計画」の4計画を包括しており、計画期間は平成24年度から平成28年度までとなっています。

このうち「第2期障害福祉計画」、「第4期介護保険・高齢者保健福祉総合計画」の2計画は平成27年度に見直しを行い、計画最終年が平成29年度となりました。

そのため、保健福祉に関わる各分野の総合的な推進を目標として、各個別計画の計画期間を揃えることとし、「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「障害者計画」の計画期間を1年延伸し、小金井市保健福祉総合計画を全体的に見直すことになりました。

小金井市保健福祉総合計画策定からの国の動きとして、影響が大きなものに、平成24年度に施行された「社会保障・税一体改革関連法案」があります。この社会保障・税一体改革のもと、持続可能な社会保障制度の構築や、全ての世代が相互に支え合う社会の実現に向け、福祉分野においても大きな制度改革が進められました。

地域福祉分野においては、安定した雇用の減少や、勤労世代の所得低下により、生活困窮に陥る人が増加したことを背景に、平成27年度から、自立支援策の強化を図る生活困窮者自立支援制度が開始されました。

また、平成28年度には、厚生労働省に地域共生社会実現本部が設置され、高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

健康増進分野では、平成24年度に「健康日本21（第二次）」が策定され、健康寿命の延伸や、各世代の状況に応じて健康増進活動を推進することとなりました。

障がい福祉分野では、平成25年に「障害者総合支援法」の制定、平成26年に「障害者権利条約」の批准、平成28年に「障害者差別解消法」が成立するなど、法制度の整備が進められ、大きな変化がありました。

高齢福祉分野においては、団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）に向け、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービス等の連携によって、高齢者が地域で自立した生活続けることを支援する地域包括ケアの考え方が示されました。

各分野において福祉制度の改革が進められておりますが、改革の中では「地域での取り組み」や「地域での生活を継続すること」が重要な視点となっています。

2 計画策定の目的

2-1 計画策定の目的

本計画は、保健福祉分野の各計画を横断的につなぎ、市の保健福祉を推進する上で、共通する基本的な考え方を示めすために策定します。

小金井市保健福祉総合計画が策定された平成24年度から、本市の人口は微増傾向となっており、平成27年度国勢調査の結果で12万人を超えました。本市が平成28年3月にまとめた「小金井市人口ビジョン」によると、この人口増は、主に隣接市との転出・転入のうち、転入の超過によるものと考えられます。

一方、平成27年度国勢調査において、国勢調査開始以来はじめて、国の総人口が減少に転じたことが明らかになりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口も平成32年以降減少に転じる予測となっています。また高齢化率は上昇が続くため、働く世代は減少し、高齢者が増加する見込みです。

さらに、世帯人員も減少しており、国勢調査の結果では、核家族と単身世帯が世帯の8割以上を占める構成となっています。今後も、ひとり暮らし高齢者世帯や、高齢者のみ世帯がかつてない割合を占めることとなります。

人口減少の中で、少子高齢化や、核家族化、単身世帯の割合が増加していることにより、これまで家族が負担していた「セーフティネット機能」が縮小しています。家庭や地域が担ってきた福祉分野の支援の一部を社会的に代替するため、介護福祉サービスや障がい福祉サービスなどの各種制度が整えられてきました。

しかしながら、少子高齢化、核家族化の進行と、非正規雇用者の割合の増加、経済的な困窮等の広まりという社会情勢を背景に、福祉サービスへのニーズは多様化、複雑化しています。例としては、介護と子育てに同時に直面する世帯、高齢化した親世代と障がいのある子世代や、就労していない子世代の世帯など、さまざまな困難を複合的に抱え、生活が困窮する例などが生じています。

福祉サービスへのニーズの多様化・複雑化に伴って、従来の公的な福祉サービスのみでは解決が難しい、複数の制度に内容がまたがる、また従来の制度では対象とならずに制度の狭間に落ちてしまう事や、自力では既存の福祉サービスにつながらず、孤立してしまうといった事態が懸念されます。

他方で、わが国におけるNPOやボランティア活動は、より一層の深化を見せており、地域においても、行政や民間事業者に加え、身近な地域を対象とするNPOやボランティア団体が福祉サービスの担い手として、活動を広げています。

本計画策定に先立ち、平成28年度に実施した地域福祉計画に関するアンケート調査結果では、地域で活動したい、地域を良くする活動に参加したいという意向を持つ市民もいます。また、団塊の世代が高齢者となる時期を迎えていますが、社会経験や行動力を豊富に持った元気な高齢者が、地域での活動に参加することが予想され、地域福祉の担い手やボランティア活動の新たな担い手としての活躍も期待されています。

地域に存在するさまざまな主体が協働することにより、誰もが自分らしく安心して暮

らし続けることができる地域を作ること、住民や活動団体が参加し、地域の生活課題を共有し、解決策を検討し、地域で関わりを持てる仕組みづくりが地域福祉です。

本計画では、福祉に関する住民の課題を対象とし、身近な地域において、市民と行政、活動団体、事業者等が協働、連携して解決していく仕組みづくりを進めていきます。

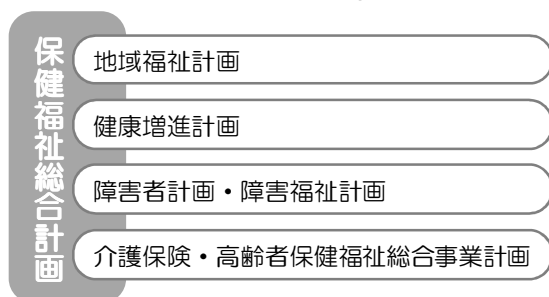
2-2 保健福祉総合計画と地域福祉計画の一体化

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の一部として、社会福祉法を含む福祉に係る法律が包括的に改正されました。

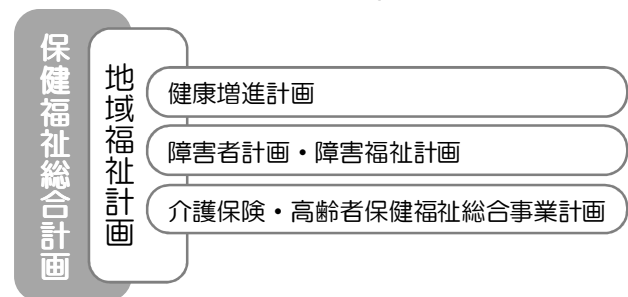
平成30年4月より施行となる改正後の社会福祉法では、地域福祉計画を多分野の計画を横断的総合的に統合する計画として位置づけることとされています。

この分野横断的総合的な計画という概念は、小金井市保健福祉総合計画の策定の趣旨でもあります。小金井市保健福祉総合計画では、保健福祉総合計画の下に、地域福祉計画、その他3分野計画が位置づけられていますが、今回の改訂の趣旨を鑑み、地域福祉計画を、本市の福祉に係る計画の横断的な計画と位置づけます。

【小金井市保健福祉総合計画 (H24年3月)の構成】



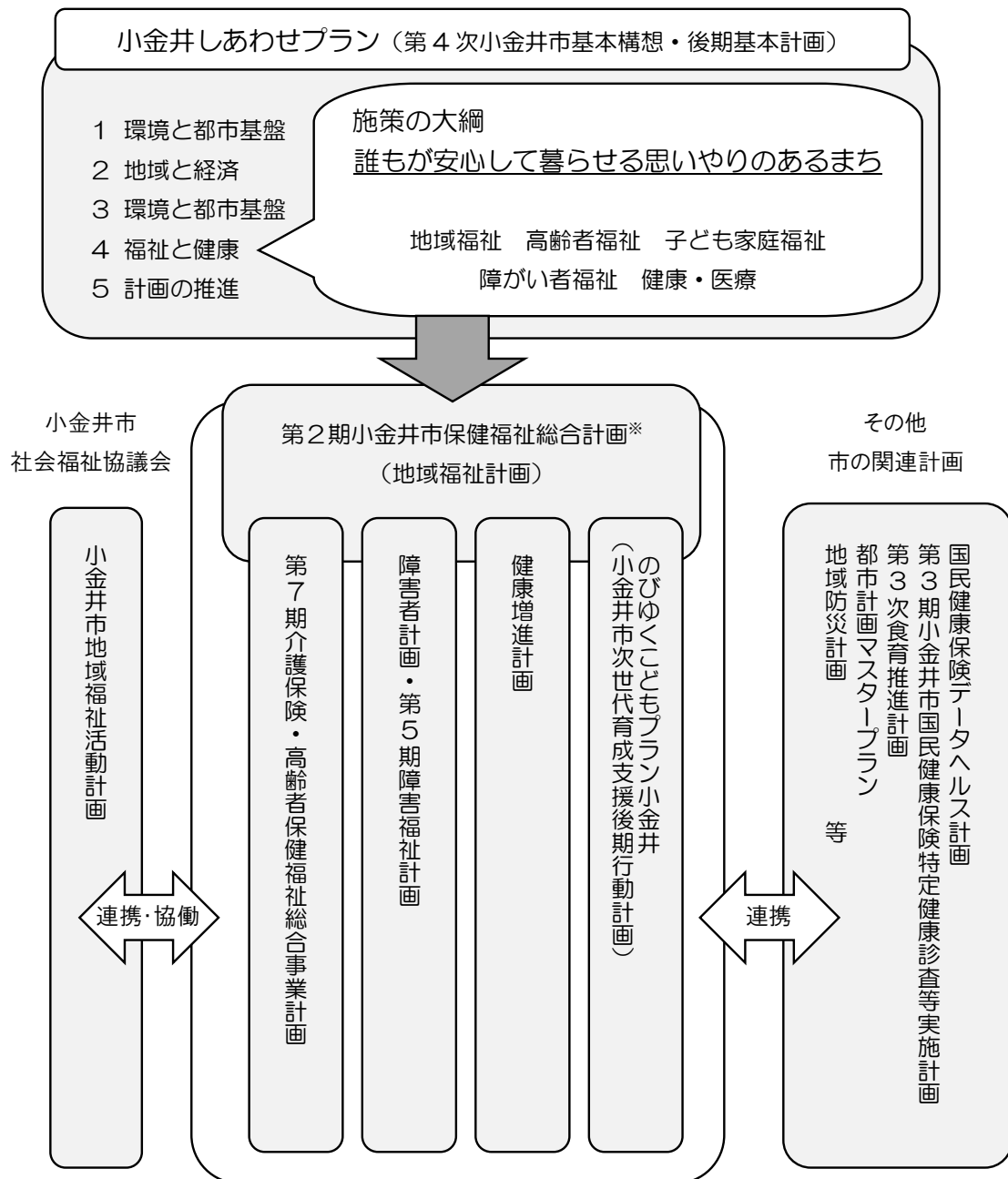
【本計画の構成】



2-3 計画の位置づけ

本計画は、第4次小金井市基本構想・基本計画（小金井しあわせプラン）計画に基づく計画であり、福祉と健康分野の施策の大綱「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の理念を実現するため、福祉に関する各分野に共通する視点を示す計画として位置づけます。

また、小金井市社会福祉協議会が定める「小金井市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進を目指します。



※ 計画名称は現在検討中のため、今後変更になる場合があります。

2-4 計画策定の法的根拠

個別計画策定の法的根拠は下記一覧のとおりです。

計画名	計画策定の根拠法
地域福祉計画	社会福祉法第107条
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条
障害者計画・障害福祉計画	障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条
健康増進計画	健康増進法第8条第2項

社会福祉法第107条（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

改正社会福祉法第107条（抜粋）（平成30年4月1日施行予定）

（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 省略
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2-5 計画策定体制

本計画の策定にあたり、平成28年度より「小金井市保健福祉総合計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び一般市民の方とともに、計画づくりを行いました。また、健康増進、障がい者福祉、高齢者福祉の各分野については、それぞれに専門部会を設け、分野ごとの検討を進めました。

さらに、市民、市内の民間事業者、市民活動団体等を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントの実施を通じ、市民や関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

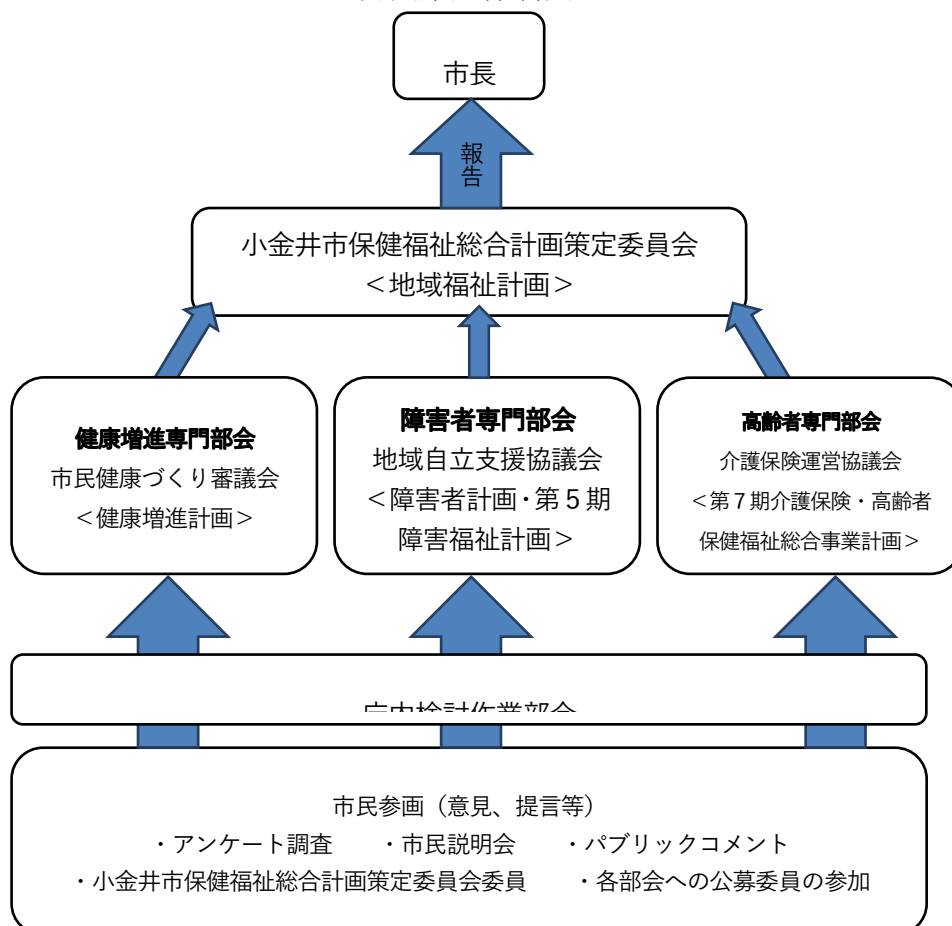
1 小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査について

市民の生活実態や地域の福祉に対する意識や意見を把握し、小金井市保健福祉総合計画を改定する際の基礎資料とすることを目的に、市民11,409名及び市内で活動する238の団体・事業者に対し、アンケート調査を実施しました。

2 パブリックコメントの実施について

.....

計画策定体制図



3 計画の期間

本計画に内包する障害福祉計画及び介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の計画期間は3年間と法的に定められていることから、福祉分野の各計画を総合的に取りまとめ、福祉の包括的な推進を図ることを目的とする保健福祉総合計画についても、障害福祉計画及び介護保険計画の計画期間と期間を合わせることにいたします。そのため、本計画は、平成30年度から35年度までの6年間を計画期間とします。

今後の6年間で、基本構想・基本計画の改訂と数年の差が生じる期間が発生しますが、基本構想・基本計画が改訂された時点で、本計画の内容も再検討するなど、上位計画と齟齬（そご）が生じないように配慮することとします。

また、国の福祉施策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合にも、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。

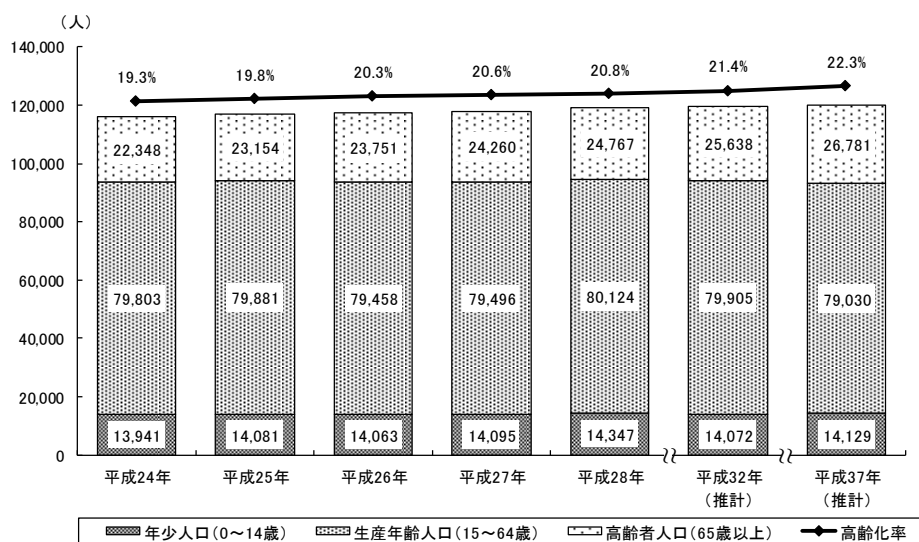
年度	見直期間			見直期間			見直期間													
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
計画																				
基本構想・基本計画	第4次前期			第4次後期			第5次前期			第5次後期										
保健福祉総合計画	5年					延伸	6年					6年								
地域福祉計画	5年					延伸	6年					6年								
健康増進計画	5年					延伸	6年					6年								
障害者計画	5年					延伸	6年					6年								
障害福祉計画	3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年			
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年			

2 市の現状と課題

(1) 人口・世帯

① 人口

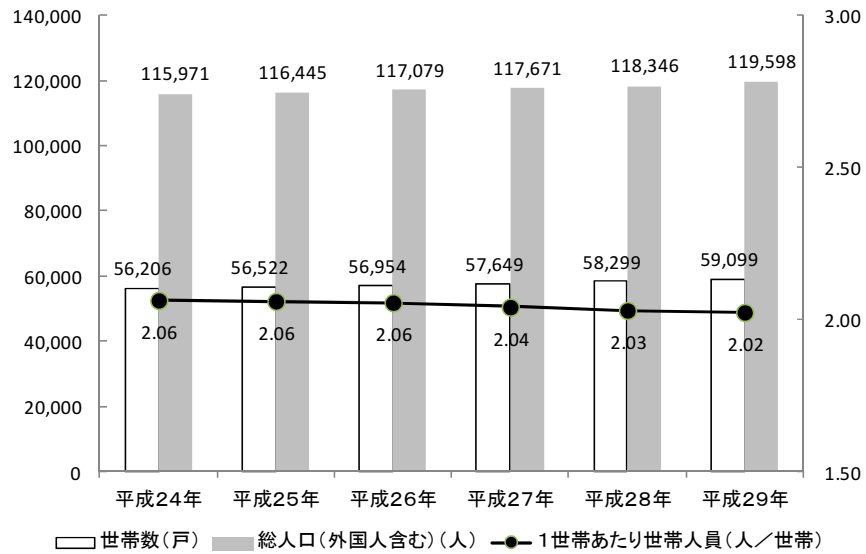
小金井市の人口全体は微増となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口が全体に占める割合（高齢化率）が増えており、平成26年に20%を超えています。人口推計においても、今後とも同じ基調となることが見込まれています。



出典：「小金井市第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（各年10月1日現在）
人口推計は小金井市「小金井市人口ビジョン（H28年3月）」

② 世帯

1世帯あたり世帯人員は微減となっており、平成29年4月1日で2.02人となっています。

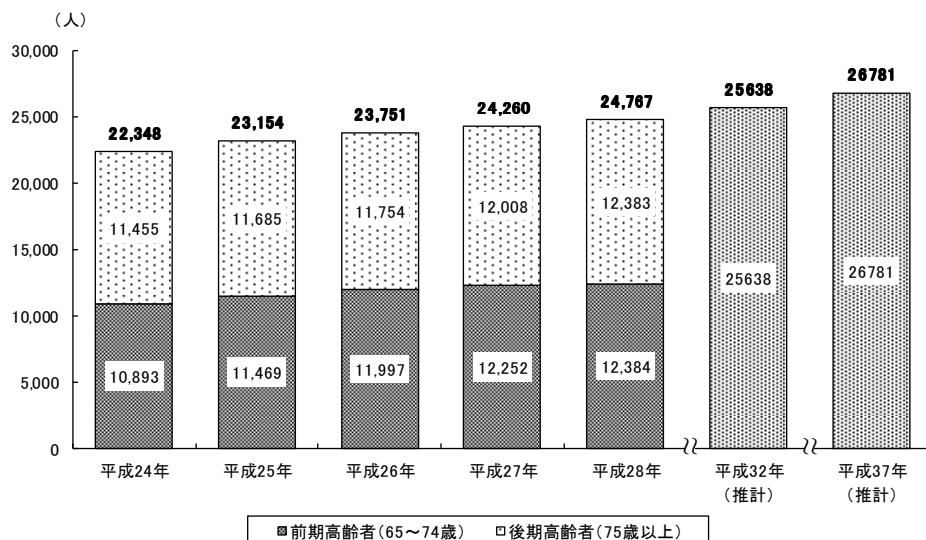


出典：小金井市「住民基本台帳」(各年4月1日)

(2) 高齢者

① 前期高齢者・後期高齢者

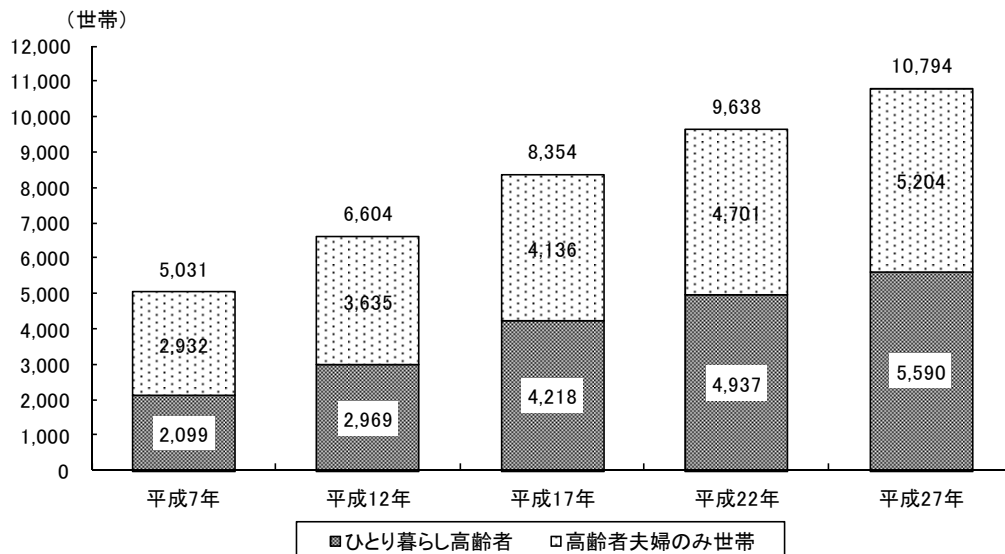
平成28年10月現在、前期高齢者と後期高齢者の数はほぼ同数となっており、今後は後期高齢者の割合が増加する見込みです。



出典：小金井市「住民基本台帳」(各年10月1日)
人口推計は小金井市「小金井市人口ビジョン(H28年3月)」

② 高齢者世帯

ひとり暮らし高齢者世帯数及び高齢者夫婦のみ世帯数はともに増加傾向です。またひとり暮らし高齢者の世帯数は、平成17年に高齢者夫婦のみの世帯数を超えています。

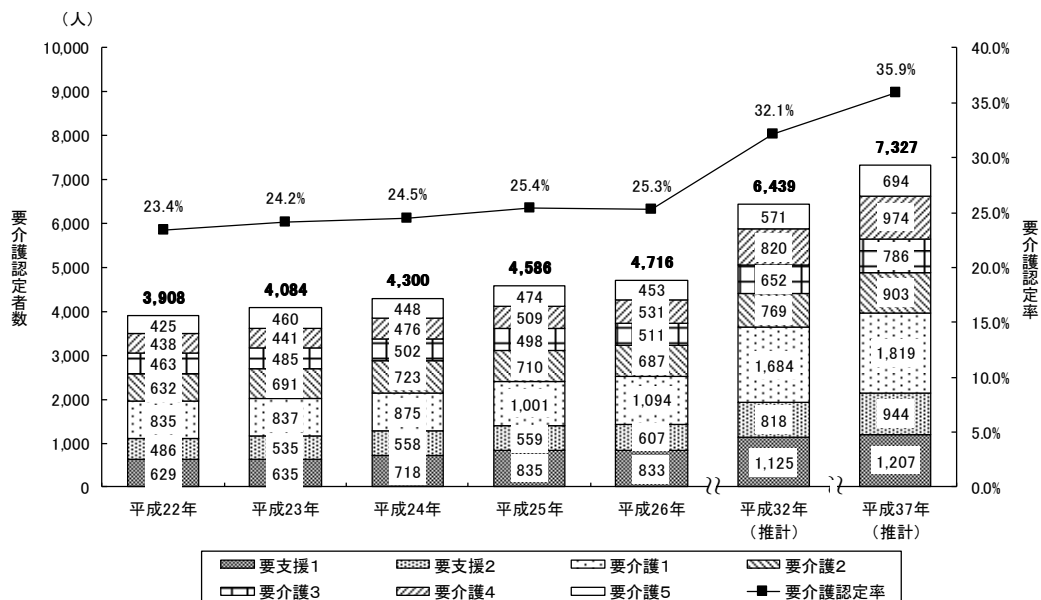


出典：国勢調査（各年）

③ 要介護認定者

介護保険の要介護認定を受けた要介護認定者数は各年増加しています。

一方、東京都福祉保健局「平成26年 都内各区市町村の65歳健康寿命」による健康寿命算出結果をみると、男性、女性ともに都の平均値を超えており、元気な高齢者も多い地域となっています。

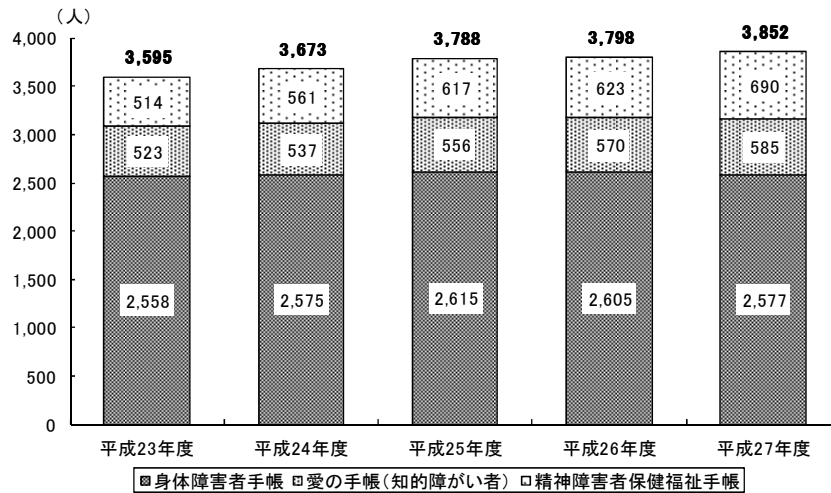


出典：「小金井市第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（各年10月1日現在）

人口推計は小金井市「小金井市人口ビジョン（H28年3月）」

(3) 障がいのある方

障がいのある方は増加傾向にあり、平成27年10月1日現在、3,852人となっています。障害の種類別に見ると、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しています。

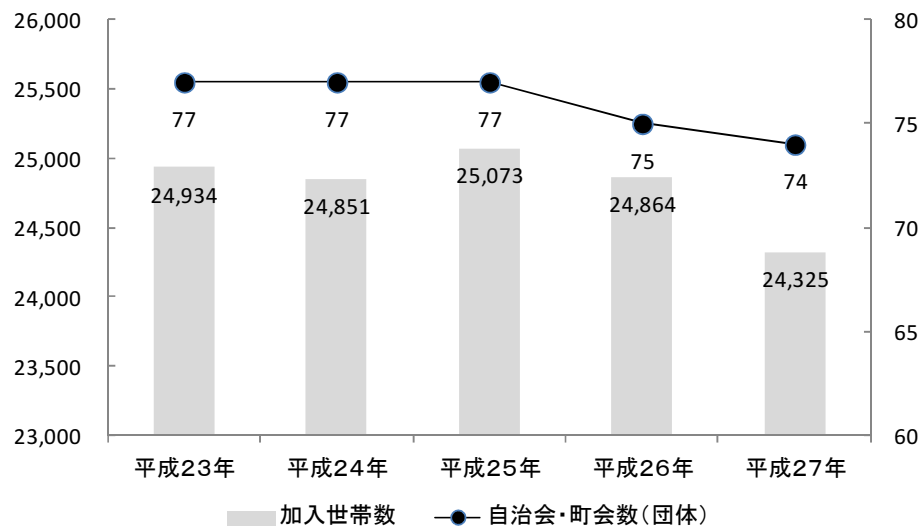


出典：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

(4) 地域活動

① 町会・自治会

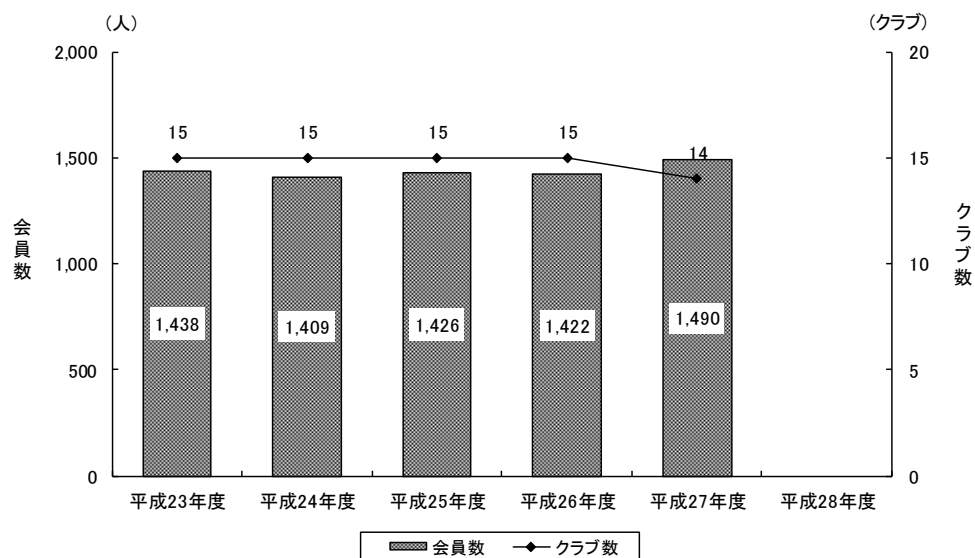
町会・自治会数は微減しています。また加入世帯数も減少傾向となっています。



出典：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

② 老人クラブ

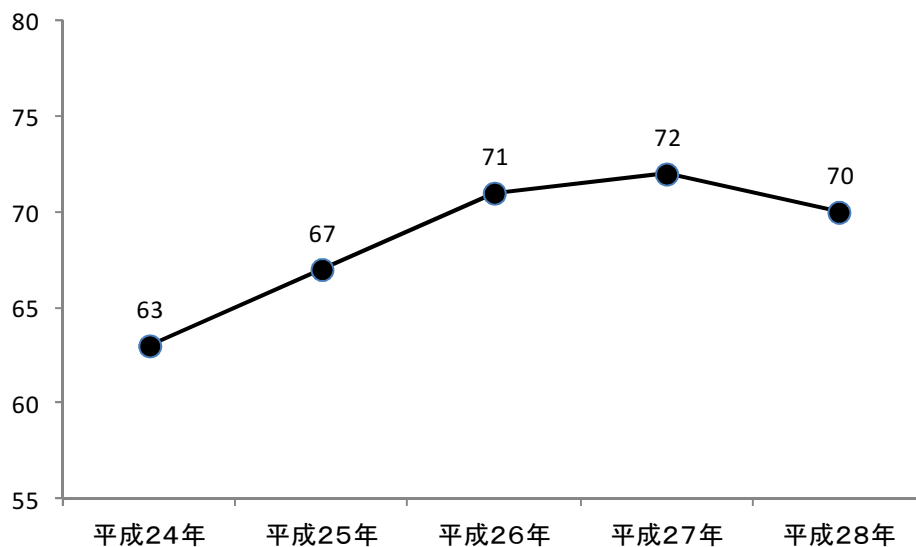
老人クラブ数は一定して15クラブとなっていますが、平成27年に1クラブ減となっています。会員数には増減がありますが、平成27年はやや増となっています。



出典：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

③ NPO法人

NPO法人数は増減がありますが、平成24年からみると増加となっています。

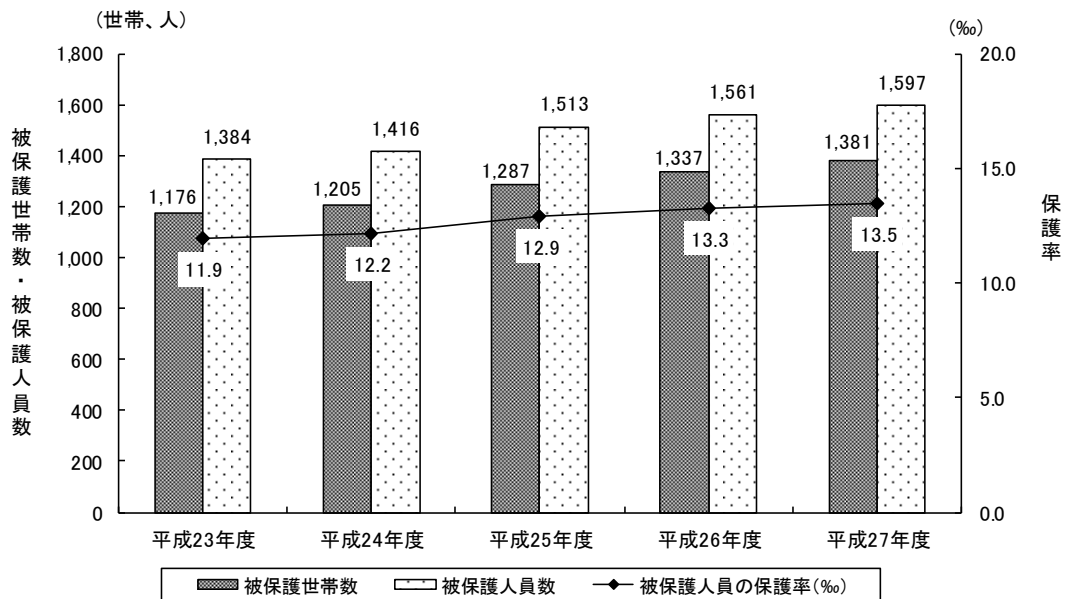


出典：東京都市町村自治調査会「多摩地域データブック」(各年)

(5) 市民生活

① 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数及び被保護人員数は増加しています。



出典：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

② 生活困窮者自立支援事業

平成27年から開始された生活困窮者自立支援事業について、相談内容をみると、「収入・生活費」の件数が最も多く、ついで「仕事探し、就職」となっています。

(件)			
相談内容	延べ件数	相談内容	延べ件数
病気や健康、障害	98	地域との関係	2
住まい	97	家族との関係	25
収入・生活費	179	子育て	10
家賃・ローンの支払い	94	介護	3
税金や公共料金等の支払い	76	ひきこもり・不登校	3
債務	57	DV・虐待	2
仕事探し、就職	130	食べるものがない	20
仕事上の不安やトラブル	12	その他(居場所がない等)	13
		合計	821

出典：小金井市「小金井市事務報告書」(平成27年)

1 アンケート調査の結果（抜粋）

（1）地域生活の状況

① 近所づきあいの状況（一般市民調査）

「たまに挨拶や立ち話等をする程度」（48.4%）が最も割合が高く、5割近くになっています。次いで「ほとんど付き合いはない」（22.0%）で、2割の人が「付き合いはない」と回答しています。

性・年代別にみると、男性、女性ともに、年齢が高くなるほど「多くの人と親しく付き合っている」の割合が高く、年齢が低くなると「ほとんど付き合いはない」の割合が高くなる傾向にあります。また、女性-65歳以上で「多くの人と親しく付き合っている」（18.9%）となっており、性・年代別の回答の中で最も割合が高くなっています。

図表 町内の人との付き合いの程度（全体、性・年代別）

			多くの人と親しく 付き合っている	特定の人は親し くしている	たまに挨拶や立ち 話等をする程度で ある	ほとんど付き合 いはない	無回 答
全体		605	9.3	19.7	48.4	22.0	0.7
性・ 年代別	男性-18～29歳	18	0.0	0.0	44.4	55.6	0.0
	男性-30～49歳	61	4.9	1.6	54.1	39.3	0.0
	男性-50～64歳	66	10.6	10.6	62.1	16.7	0.0
	男性-65歳以上	85	11.8	27.1	48.2	10.6	2.4
	女性-18～29歳	30	0.0	10.0	43.3	46.7	0.0
	女性-30～49歳	126	6.3	23.8	38.1	31.0	0.8
	女性-50～64歳	68	4.4	13.2	60.3	22.1	0.0
	女性-65歳以上	127	18.9	31.5	43.3	6.3	0.0

② 日常生活の中で不安や課題と感ずること（一般市民調査）

「健康に関すること」（42.0%）が最も割合が高く、次いで「災害時の備えに関すること」（30.6%）、「家族の介護に関すること」（25.1%）となっています。

年代別にみると、18～29歳では「仕事に関すること（失業問題も含む）」（38.8%）、30～49歳では「子育てに関すること」（31.2%）、50～64歳、65歳以上では「健康に関すること」（41.5%、62.1%）が最も割合が高くなっており、年代によって不安、課題と感ずることに差が生じています。

性・年代別にみると、女性-30～49歳では「子育てに関すること」（32.5%）、「災害時の備えに関すること」（32.5%）が最も割合が高くなっています。

図表 日常生活の中で感ずる不安や課題（全体、年代別：複数回答（3つまで））

			家族の介護に関すること	子育てに関すること	教育に関すること	仕事に関すること （失業問題等も含む）	経済的なこと	生きがいづくりや社会参加に関すること	生涯学習に関すること
全体		605	25.1	11.9	8.8	15.7	22.5	9.9	2.8
年代別	18～29歳	49	12.2	10.2	8.2	38.8	32.7	10.2	0.0
	30～49歳	189	21.2	31.2	18.0	20.6	24.9	6.9	1.6
	50～64歳	135	33.3	3.7	7.4	17.0	23.0	15.6	1.5
	65歳以上	219	25.1	1.4	2.3	5.9	17.4	9.1	5.0

		健康に関すること	ごみの問題等、生活環境の保全に関すること	犯罪・治安に関すること	災害時の備えに関すること	その他	特になし	無回答
全体		42.0	16.7	18.3	30.6	1.7	11.9	1.8
年代別	18～29歳	20.4	8.2	24.5	24.5	2.0	20.4	0.0
	30～49歳	22.8	20.6	20.1	25.4	3.7	9.0	0.5
	50～64歳	41.5	18.5	20.0	31.9	0.0	12.6	1.5
	65歳以上	62.1	13.7	15.5	36.5	0.9	12.3	3.2

(2) 地域における課題

① 地域の中での問題点・不足していると思うもの（一般市民調査）

「緊急時の対応体制がわからない」(29.4%)が最も割合が高く、次いで「隣近所との交流が少ない」(26.0%)、「特に問題はない」(23.1%)となっています。

性別にみると、男性では「隣近所との交流が少ない」(30.4%)、女性では「緊急時の対応体制がわからない」(30.5%)が最も割合が高くなっています。

図表 住んでいる地域にある問題点・不足していると思うもの（全体、性別：複数回答）

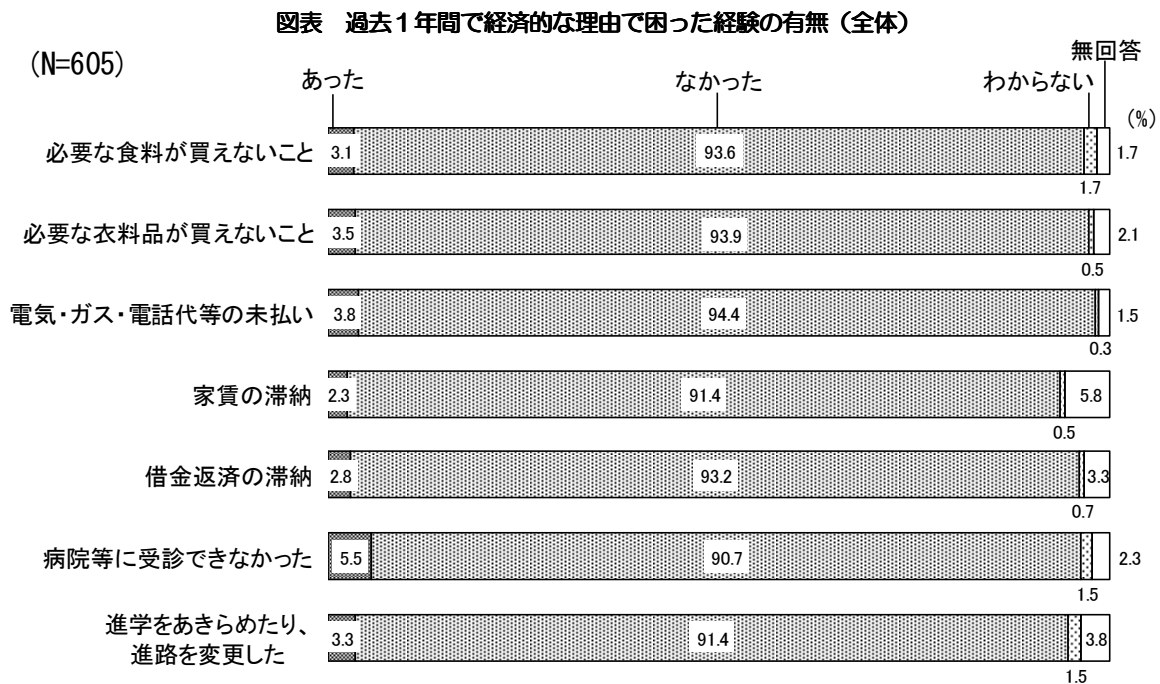
		合計	多い あいさつをしない人が	緊急時の 対応体制がわ からない	犯罪の 増加	交通マナーの 乱れ	道ばたのごみが増えた	地域での子ども の見守りがなされて いない	子どもや高齢者、障 がい者に対する虐待を 見たり聞いたりする
全体		605	10.7	29.4	5.1	19.3	12.4	4.6	0.7
性別	男性	230	13.5	27.4	3.9	24.3	13.5	6.1	0.9
	女性	351	9.4	30.5	6.3	16.8	12.0	4.0	0.6

		隣近所との 交流が少 ない	世代間の 交流が少 ない	地域の活動が活 発でない	地域の中で気軽 に集まれる場 が少ない	障がい者に対 する理解が不 足している	健康に対する 意識が低い	特に問題 はない
全体		26.0	17.5	13.1	19.7	4.3	3.6	23.1
性別	男性	30.4	21.7	19.1	19.1	6.1	3.9	21.7
	女性	23.6	15.1	8.5	19.9	3.4	3.4	23.9

② 経済的な困窮の有無（一般市民調査）

選択肢（1）から（7）までで、合わせて《経済的な困窮の経験があった》の回答が12.9%、《経済的な困窮の経験がなかった》の回答が86.0%となっています。

性・年代別にみると、男性-18～29歳で《経済的な困窮の経験があった》（38.9%）となっており、性・年代別の回答の中で最も割合が高くなっています。



図表 過去1年間で経済的な理由で困った経験の有無（全体、性・年代別）

		り窮経済的 経験あ困	し窮経済的 経験な困	無 回 答	
全体		605	12.9	86.0	1.2
性・ 年代 別	男性-18～29歳	18	38.9	61.1	0.0
	男性-30～49歳	61	21.3	78.7	0.0
	男性-50～64歳	66	7.6	90.9	1.5
	男性-65歳以上	85	11.8	87.1	1.2
	女性-18～29歳	30	6.7	93.3	0.0
	女性-30～49歳	126	15.1	84.9	0.0
	女性-50～64歳	68	7.4	91.2	1.5
	女性-65歳以上	127	10.2	88.2	1.6

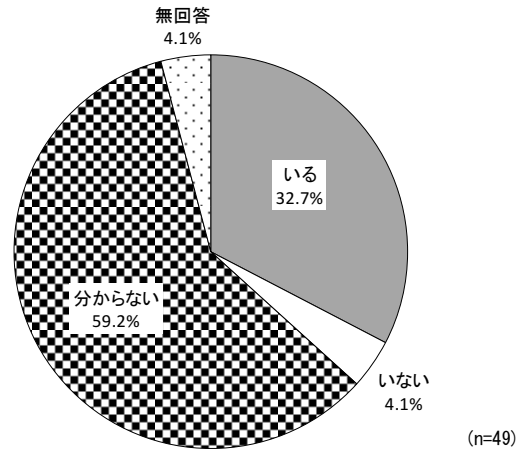
※《経済的困窮経験あり》：問16 7項目いずれかに「あった」と回答した人

※《経済的困窮経験なし》：問16 7項目すべてに「なかった」または「わからない」と回答した人

③ 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（担い手調査）

「いる」が32.7%となっている。

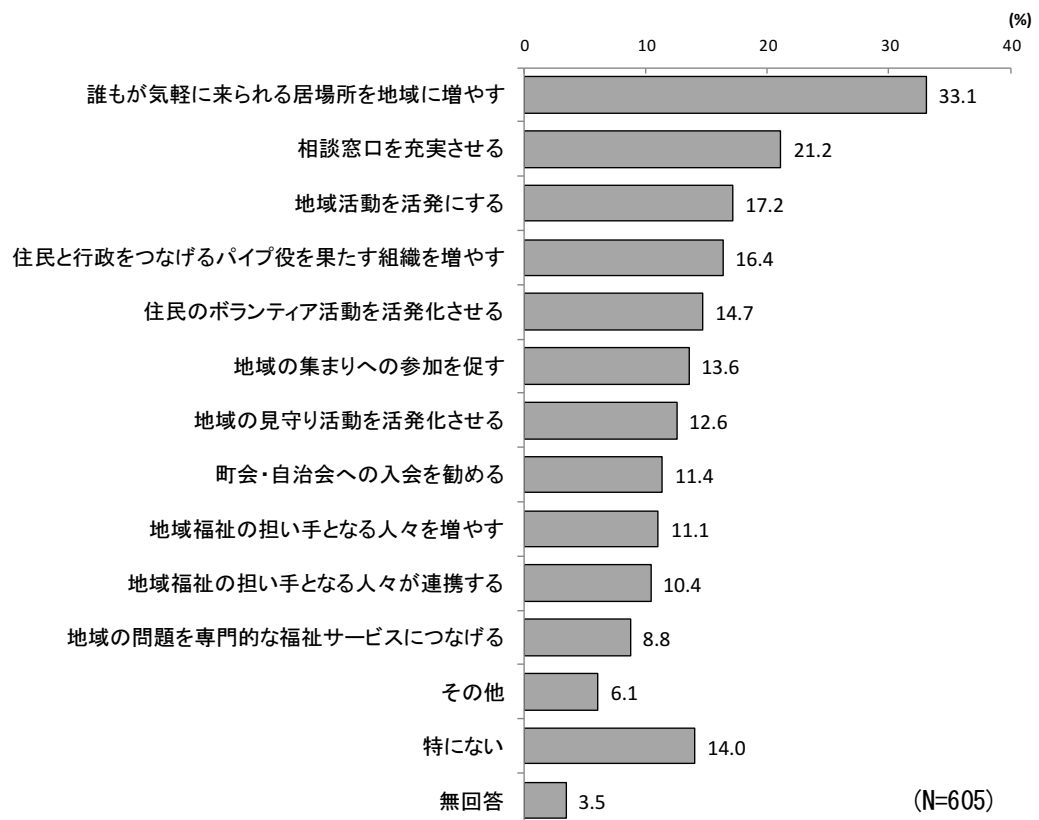
図表 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（全体）



④ 地域の課題を解決するために必要な方策（一般市民調査）

「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」（33.1%）が最も割合が高く、次いで「相談窓口を充実させる」（21.2%）、「地域活動を活発にする」（17.2%）となっています。

図表 地域の課題を解決するために必要な方策（全体：複数回答（3つまで））



⑤ 地域の課題を解決するために必要なこと（担い手調査）

「地域福祉の担い手となる人々を増やす」（44.9%）が最も割合が高く、次いで「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」（36.7%）、「地域福祉の担い手となる人々が連携する」（34.7%）、「地域の問題を専門的な福祉サービスにつなげる」（34.7%）となっています。

団体種別でみると、NPO法人では「地域福祉の担い手となる人々を増やす」、「地域の問題を専門的な福祉サービスにつなげる」が共に47.4%で最も割合が高く、任意団体では「住民のボランティア活動を活発化させる」（42.3%）が最も割合が高くなっています。

図表 地域の課題を解決するために必要なこと（全体、団体種別：複数回答（3つまで））

		町内会・自治会への入会を勧める	地域の集まりへの参加を促す	地域活動を活発にする	住民のボランティア活動を活発化させる	地域の見守り活動を活発化させる	誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす	
	全体	49	10.2	16.3	20.4	30.6	18.4	36.7
団体種別	NPO法人	19	0.0	15.8	26.3	21.1	36.8	31.6
	任意団体	26	19.2	19.2	19.2	42.3	3.8	38.5
	その他	4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0

		相談窓口を充実させる	地域福祉の担い手となる人々を増やす	地域福祉の担い手となる人々が連携する	地域の問題を専門的な福祉サービスにつなげる	住民と行政をつなげるパイプ役を果たす組織を増やす	その他	特にない	無回答
	全体	30.6	44.9	34.7	34.7	18.4	4.1	2.0	2.0
団体種別	NPO法人	26.3	47.4	36.8	47.4	15.8	5.3	0.0	0.0
	任意団体	34.6	38.5	26.9	26.9	19.2	3.8	3.8	3.8
	その他	25.0	75.0	75.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0

(3) 地域活動・ボランティア活動

① 地域活動やボランティア活動等の参加状況（一般市民調査）

「現在、継続的に取り組んでいる」（8.6%）、「たまに、取り組むことがある」（9.8%）で、合わせて《取り組んでいる》と回答した人は18.4%となっています。一方、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」（18.7%）、「取り組んだことはない」（49.8%）で、合わせて《取り組んでいない》と回答した人が68.5%となっています。また、「取り組むことができない」（9.4%）となっています。

性・年代別にみると、男性、女性ともに年齢が高くなるほど「現在、継続的に取り組んでいる」の割合が高くなる傾向がみられます。男性-18～29歳、30～49歳では「取り組むことができない」の割合がそれぞれ22.2%、13.1%で、性・年代別の回答の中でも高くなっています。

図表 地域活動やボランティア活動の参加状況（全体、性・年代別）

			現在、 継続的に 取り組ん でいる	たまに、 取り組む ことが ある	取り組ん だことは あるが、 現在は ほとんど してい ない	取り組 んだこと はない	取り組 むことが できない	無回 答
全体		605	8.6	9.8	18.7	49.8	9.4	3.8
性・ 年代別	男性-18～29歳	18	0.0	5.6	22.2	44.4	22.2	5.6
	男性-30～49歳	61	1.6	9.8	9.8	65.6	13.1	0.0
	男性-50～64歳	66	10.6	3.0	24.2	51.5	9.1	1.5
	男性-65歳以上	85	11.8	5.9	18.8	50.6	7.1	5.9
	女性-18～29歳	30	0.0	13.3	13.3	66.7	6.7	0.0
	女性-30～49歳	126	8.7	11.9	16.7	47.6	12.7	2.4
	女性-50～64歳	68	4.4	14.7	26.5	47.1	1.5	5.9
	女性-65歳以上	127	13.4	10.2	18.9	43.3	9.4	4.7

② 活動する上での課題（担い手調査）

「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」（63.3%）が最も割合が高く、次いで「職員、スタッフが高齢化してきている」（55.1%）、「活動場所や事務所の場所の確保が難しい」（49.0%）となっています。

団体種別でみると、NPO法人では「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」（78.9%）が最も割合が高く、任意団体では「職員、スタッフが高齢化してきている」（61.5%）となっています。

図表 活動する上での課題（全体、団体種別：複数回答）

		活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない	活動の中心となるリーダーや後継者が育たない	職員、スタッフが高齢化してきている	同じ分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない	異なる分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない	多くの人が参加しやすい活動内容となっていない、活動の利用者・参加者が少ない	事業（活動）の内容を情報発信する機会が少ない、事業（活動）が知られていない	
	全体	49	63.3	42.9	55.1	2.0	4.1	6.1	12.2
団体種別	NPO法人	19	78.9	36.8	47.4	0.0	5.3	0.0	5.3
	任意団体	26	50.0	46.2	61.5	3.8	3.8	7.7	15.4
	その他	4	75.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0

		活動資金が不足している、採算が合わない	活動場所や事務所の場所の確保が難しい	地域資源（人、団体、場所等）の情報が得にくい	活動に必要な情報や専門知識が不足している	組織運営がうまくいかない	その他	特になし
	全体	32.7	49.0	8.2	8.2	6.1	8.2	2.0
団体種別	NPO法人	47.4	36.8	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
	任意団体	23.1	57.7	11.5	7.7	3.8	11.5	0.0
	その他	25.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0

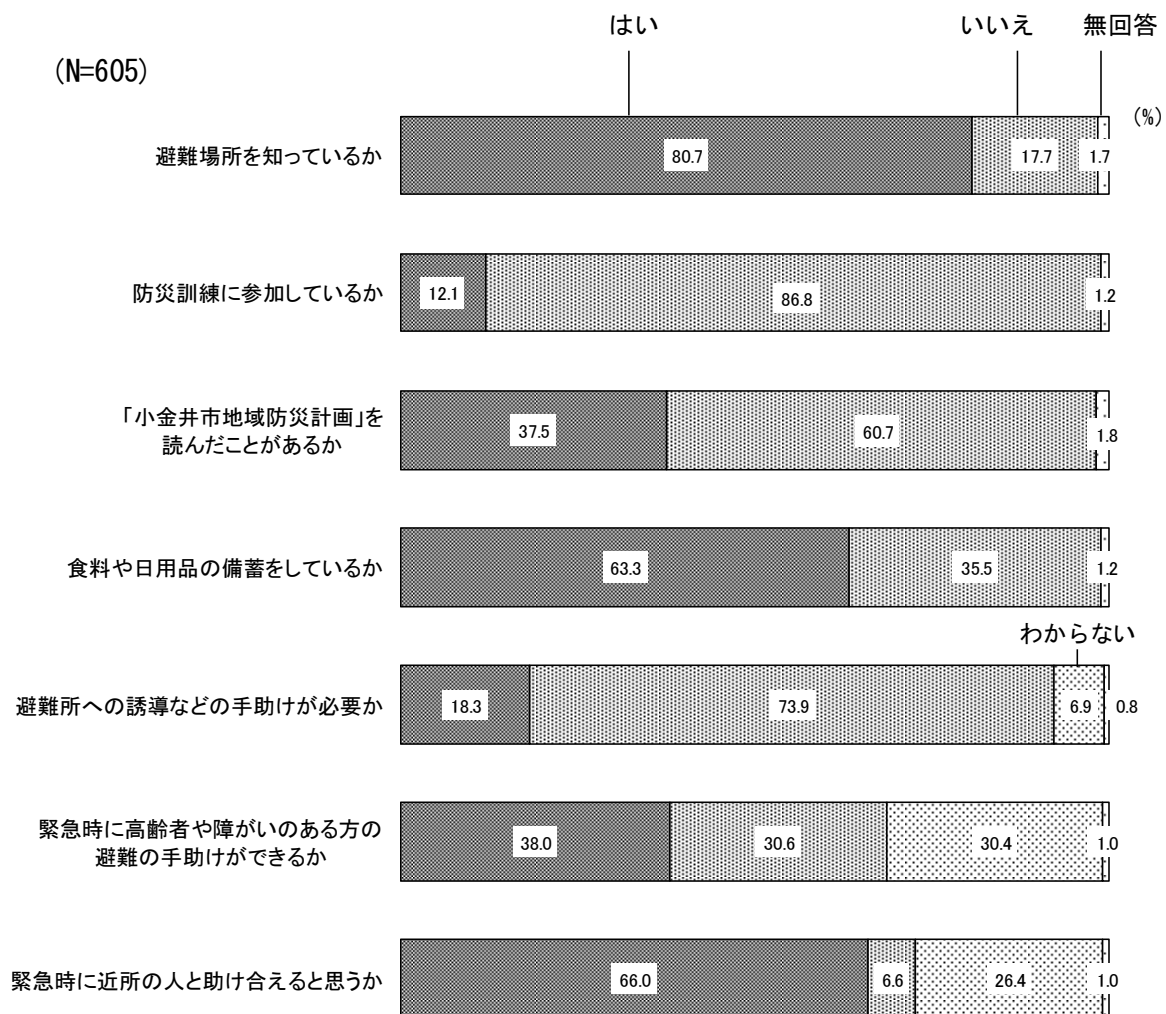
(4) 防災について

① 防災に対する考え（一般市民調査）

「はい」が50%を超えている項目は「避難場所を知っているか」、「食料や日用品の備蓄をしているか」、「緊急時に近所の人と助け合えると思うか」です。その中では「避難場所を知っているか」が最も「はい」の割合が高く、80.7%です。

一方、「防災訓練に参加しているか」では「はい」の割合が12.1%と低くなっています。

図表 防災に関する考え（全体）



2 アンケート調査のまとめについて

(1) 誰もが気軽に立ち寄れる居場所や、交流の場など、地域の人々が互いに知り合える機会が必要です

一般市民調査では、地域の問題点・不足しているものとして、隣近所との交流や世代間の交流を挙げる人が2～3割となっており、約2割の人が、地域の中で気軽に集まれる場が少ないと考えています。

また、地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うことは、「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること」が4割弱で最も多く、特に男性65歳以上では5割弱と高くなっています。さらに、これからの小金井市の福祉で力を入れるべきこととして、「気軽に相談できる人や集まれる場所の整備等」が26.0%となっており、特にひとり暮らしの人では34.7%と高くなっています。

福祉の担い手調査では、これから力を入れていきたい活動として、「高齢者、障がい者、子ども等のふれあいの拠点づくり」が4割台、NPO法人では7割台と多くなっています。

さまざまな年代、立場の人が互いに知り合い、交流するようなイベントの開催や、居場所づくりなど、地域交流に取り組む必要があります。

(2) 地域活動等に取り組みやすくし、担い手を確保していく必要があります

一般市民調査では、地域活動やボランティア活動に参加している割合は2割未満と低くなっています。一方、福祉の担い手調査では、スタッフの高齢化や人材不足、後継者不足を課題として挙げている団体が多くなっています。また、地域の課題を解決するために必要な方策として、「地域福祉の担い手となる人々を増やす」ことが最も多くなっています。

地域活動を担う人材の確保・育成が必要とされており、各種講座の開催や活動情報の提供など、地域活動・ボランティア活動に取り組みやすい環境を整えていく必要があります。

(3) 福祉課題に総合的に対応する体制が必要とされています

福祉の担い手調査では、支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が地域にいるかどうかたずねたところ、約3割が「いる」と答えています。また、社会福祉協議会の活動で今後充実してほしいものとして、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が4割台と高くなっています。

複合的な課題や制度の狭間など、従来の縦割りの体制では対処できない福祉課題に対応するため、総合的な相談体制や、地域で困っている人を専門機関へつなぐコーディネーター機能が必要とされています。

(4) 地域における、災害等の緊急時の支え合い体制づくりが必要です

一般市民調査では、地域にある問題点・不足していると思うものでは、「緊急時の対応体制がわからない」が約3割で最も多くなっています。また、災害時についての不安や心配なことでは、自分自身及び同居の家族が一人で避難することが困難なことなどが挙げられており、緊急時の対応には、個人・地域のどちらにも不安や問題があると感じている人が多くなっています。

一方で、地域の防災訓練の参加率は1割台、避難行動要支援者名簿の認知度は1割未満と、地域の防災や緊急時対応への意識は低くなっています。

乳幼児や高齢者、障がいのある方など、地域に暮らすさまざまな人を交え、日ごろから地域での災害時対応を話し合い、災害時に地域住民同士で互いに支え合い、助け合えるような体制を、地域で検討し、構築しておく必要があります。

2 現計画の評価

(1) 地域における多様な交流や活動の推進

1-1 地域福祉の担い手の育成

平成21年より地域福祉ファシリテーター養成講座を実施しています。講座を修了した方が、それぞれの地域で住民の寄り合い所や、高齢者の食事会等を主催するなど、地域福祉の担い手を輩出しています。今後は、講座の修了生の活動を支援していくことも求められています。

保健福祉教育や市民に対する啓発活動は、実施回数に大きな増加はありませんでしたが、継続していくことが重要です。

1-2 多様な交流の推進

各課で実施している交流事業については、今後も継続し、参加者を増やしていくことが必要です。

福祉事業所や、社会福祉法人が運営する施設等において、地域住民への場の提供等が実施されています。地域福祉活動のひとつの核として、地域住民との交流を深められるよう、支援することが求められます。

1-3 各種地域福祉活動の推進

民生委員・児童委員の活動支援については、平成28年度の一斉改選で、経験の長い委員が多数退職したことから、新規に委員になった方への支援が重要となっています。

民生委員・児童委員は、地域福祉の核として活躍していますが、全国的に高齢化が進み、なり手が減少しています。市においても欠員地区があり、なり手の確保が急務となっています。

町会・自治会においても、高齢化により役員等のなり手が減少しています。また、通勤等のため日中地域にいない世帯等も増えており、町会・自治会への加入世帯も減少傾向

向となっています。町会・自治会への加入案内等の強化や、参加しやすい活動の工夫等が求められます。

アンケート調査では、気軽に参加できる、身近なところで参加できるのであれば、地域活動やボランティアに参加したいという意向が見えます。参加のきっかけづくりや、場づくり、情報発信は引き続き継続し、参加の機運を高めることが必要です。

1-4 地域福祉活動を推進する体制づくり

社会福祉協議会内に設置されているボランティア・市民活動センターの利用件数は、上下はあるものの増加しています。

社会福祉協議会は、地域福祉に係る活動の基盤となることが期待されています。市と協働するとともに、互いの得意分野を生かした役割分担によって、地域福祉を推進していくことが求められます。

(2) 総合的な地域福祉の推進

2-1 地域生活を支援する福祉サービスの展開

ケアマネジメント体制、専門職の確保・質の向上、民間事業者の参入促進については、障がい者福祉、高齢者福祉の個別分野において取り組みが経年で実施されています。

2-2 権利擁護の推進

成年後見制度、福祉サービス苦情調整委員制度、福祉サービス第三者評価システムについては、継続して実施していくことが重要です。アンケート調査において、成年後見制度、福祉サービス苦情調整委員制度の認知度はあまり高くないため、さらに周知をはかることが求められます。

虐待防止・対応ネットワークづくりについては、障がい者福祉、高齢者福祉の個別分野においてそれぞれ取り組みが進められています。虐待の早期発見や対象者の包括的な支援のために、関係者のネットワークづくりとともに、地域での気づきを必要な支援につなげる仕組みづくりも求められます。

2-3 相談・情報提供体制の充実

民生委員・児童委員による高齢者の見守り活動が経年で実施されており、地域包括支援センターとの連携がはかられています。

障がい者福祉においては、複数の相談窓口間での連携が進められています。

高齢者福祉においては、地域包括支援センターを核となり、身近な相談窓口としての機能を果たしていますが、複合的な課題を抱える市民が増加し、相談内容も多様化しているため、より適切な人員の配置が求められます。

2-4 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

福祉のまちづくり条例により、一定規模以上の施設等におけるバリアフリー化を進めています。

2-5 安全・安心なまちづくりの推進

防犯灯、街路灯の設置については経年で進んでおり、電力削減を目標としたLED化も実施されています。平成29年度で事業終了の予定となっています。

防犯パトロール活動や交通安全教育については、継続して実施していくことが重要です。地域コミュニティを活用した防犯体制についても、関心を持ってもらえるテーマでの講習会を予定するなど、市民への情報発信を続けることが求められます。防災への関心を持ってもらった上で、「自助・共助」に基づく自主防災組織の育成を強化する必要があります。

(3) 生活困窮者等への自立支援の充実

3-1 暮らしの支援の充実

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、社会福祉協議会内に自立相談サポートセンターが設置されました。

アンケート調査結果において、自立相談サポートセンターの認知度は高くありませんでしたが、支援プランの作成数は増えており、継続した支援につながっています。今後はセンターの取り組みの周知を強化し、より包括的な支援を進めていくことが重要です。

3 計画の理念と目標

小金井市保健福祉総合計画で掲げる基本理念「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」は、市の第4次基本構想・基本計画「小金井市しあわせプラン」における福祉・健康分野の施策の大綱です。「小金井市しあわせプラン」の計画期間は平成32年度までとなっているため、本計画においても、この基本理念を継承することとします。

また、基本理念を補完する4つの理念についても、本計画において継承することとします。

誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

●人間性の尊重

人は、すべて生まれながらにして尊厳ある存在であり、その人権が最大限に尊重されるとともに、また、障がいのある人も、高齢者も子どももみんなが地域社会を支えている大事な一員であるというノーマライゼーションの理念を定着させます。

●自主・自立の確保

すべての市民が、自主的な自己の意志に基づき、その能力に応じた自立的な生活が保持されるとともに、自己実現を図ることによって、有意義な生涯を送れるよう努めます。

●参加・連帯と共生

公私が協働するとともに、市民がお互いにそれぞれの生活や考え方を大切にしながら、主体的に社会参加し、連帯と支え合いのもとに共に生きる地域社会を形成します。

●生活の質の向上

すべての市民が、平和のもとに健康で、安心感や豊かさ、生きがいやゆとりを感じとれるような「生活の質」の維持・向上を図ります。

4 施策の展開

別紙 施策体系図、施策の展開 挿入

5 計画の推進

準備中

6 資料編

- ・用語集
- ・アンケート調査概要、アンケート集計結果の見方
- ・保健福祉総合計画策定委員会設置要綱
- ・保健福祉総合計画策定委員会委員名簿、委員会開催概要
- ・健康増進専門部会委員名簿、委員会開催概要
- ・障害者専門部会委員名簿、委員会開催概要
- ・高齢者専門部会委員名簿、委員会開催概要

準備中